

各分野の総合調整を担う組織の例

分野	組織名	設置根拠となる法律、閣議決定等
復旧・復興	東日本大震災復興対策本部	東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）
エネルギー	エネルギー・環境会議	エネルギー・環境会議の開催について （平成 23 年 6 月 7 日新成長戦略実現会議決定）
経済連携	FTAAP・EPA のための閣僚会合	FTAAP・EPA のための閣僚会合の開催について （平成 22 年 11 月 15 日包括的経済連携に関する閣僚委員会）
医療	医療イノベーション会議	医療イノベーション会議の開催について （平成 22 年 11 月 8 日新成長戦略実現会議決定）
知的財産	知的財産戦略本部	知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）
特区 （復興特区を除く）	構造改革特別区域推進本部 総合特別区域推進本部	構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号） 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）
成長戦略	新成長戦略実現会議	新成長戦略実現会議の開催について （平成 22 年 9 月 7 日閣議決定）

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）（抜粋）

（設置）

第十一条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

エネルギー・環境会議の開催について

平成23年6月7日
新成長戦略実現会議決定

1. 「新成長戦略実現会議の開催について」（平成22年9月7日閣議決定）に基づき、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定するため、エネルギー・環境会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
 - 議長 国家戦略担当大臣
 - 副議長 経済産業大臣、環境大臣
 - 構成員 外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣府
特命担当大臣（経済財政政策）、議長の指名する内閣官房副長官
事務局長 内閣府副大臣（国家戦略担当）
3. 会議の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。

FTAAP・EPA のための閣僚会合の開催について

平成 22 年 11 月 15 日
包括的経済連携に関する閣僚委員会

1. 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）に基づき、我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のための取組を着実に実施するため、FTAAP・EPA のための閣僚会合（以下「会合」という。）を開催する。
2. 会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省の大臣その他関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房長官及び国家戦略担当大臣
構成員 外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）
事務局長 議長が指名する内閣府副大臣
3. 会合の庶務は、内閣官房において処理する。

医療イノベーション会議の開催について

平成22年11月8日
新成長戦略実現会議決定

1. 「新成長戦略実現会議の開催について」（平成22年9月7日閣議決定）に基づき、実用化に向けた医療研究開発の推進を始め、医療分野における新成長戦略に関連する事項の実現に向け、官民挙げて強力に取り組むため、医療イノベーション会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
構成員	議長が指名する内閣官房副長官、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の副大臣又は大臣政務官並びにその他議長が指名する者
事務局長	議長の指名する内閣官房副長官
3. 会合の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）（抜粋）

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）（抜粋）

（設置）

第三十七条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）（抜粋）

（設置）

第五十九条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 第八条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第十一項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第十一項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 三 認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施のための施策の総合調整及び支援措置の推進に関すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

新成長戦略実現会議の開催について

〔平成22年9月7日
閣議決定〕

1. 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の実現を推進・加速するため、新成長戦略実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣
構成員 財務大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、関係機関の長及び有識者
3. 会議の事務局は、議長が指名する内閣官房副長官及び国家戦略室長兼内閣府副大臣が総括し、議長が指名する内閣府大臣政務官及び経済産業大臣政務官がこれを補佐する。
4. 会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
5. 会議の庶務は、内閣府の助け及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 平成21年12月15日閣議決定により開催されてきた成長戦略策定会議は、廃止する。
7. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。